

○皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室設置規程

（設置）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）に、学校法人皇學館常勤理事会規程第3条第1号及び同条第2号の事項に関し、本学運営のための計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的として、皇學館大学インスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）を置く。

（業務）

第2条 IR室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報の提供及び分析を通じた計画策定の促進と支援
- (2) 情報の提供による意思決定の支援
- (3) 高等教育政策の分析、情報の提供及び政策関連テーマの研究
- (4) 説明責任、自己点検・評価活動の調整及びそれに必要な情報の提供
- (5) 学生に関する入学前、入学から卒業まで及び卒業後の実態等に関する一体的なアンケート調査等への支援
- (6) データベースを利用したデータ収集、検証及び当該データベースの整備
- (7) 収集データの分析、解釈及びコンサルテーション
- (8) 国及び日本私立学校振興・共済事業団等公的機関へのレポート作成及び外部出版物へのデータ提供の支援
- (9) 学内におけるデータ及び情報の普及活動とデータ分析報告
- (10) その他本学の計画策定、政策決定及び意思決定業務等の支援

（組織）

第3条 IR室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員
- 2 室長及び副室長は、本学教職員のうちから学長が指名する。
- 3 室員は、別に定める。

（アドバイザー）

第4条 IR室の運営に関し指導及び助言を行う者として、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーに関する事項は、学長が別に定める。

（専門部会）

第5条 IR室に、特定の事項を検討処理させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する事項は、IR室長が別に定める。

（庶務）

第6条 IR室の庶務は、大学事務局総務部及び大学事務局企画部が行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。